

周防大島町告示第 2 号

平成17年第 1 回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年 1 月19日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年 1 月24日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
新山 玄雄君	

応招しなかった議員

平成17年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年1月24日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成17年1月24日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第7 議案第1号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第8 議案第2号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第9 議案第3号 字の区域の変更について
- 日程第10 議案第4号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第5号 棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第6号 平成16年度大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第7号 平成16年度町道山下浜・木屋線道路改良工事の請負契約の締結について
- 日程第14 議案第8号 平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第9号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)

- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約・法第180条関係）
- 日程第7 議案第1号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第8 議案第2号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第9 議案第3号 字の区域の変更について
- 日程第10 議案第4号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第5号 棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区の請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第6号 平成16年度大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事の請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第7号 平成16年度町道山下浜・木屋線道路改良工事の請負契約の締結について
- 日程第14 議案第8号 平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第9号 平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（25名）

1番	安本 貞敏君	2番	伊東 梅芳君
3番	土手 正喜君	4番	平野 和生君
5番	荒川 政義君	6番	浜戸 信充君
7番	杉山 藤雄君	8番	神岡 光人君
9番	田村 三郎君	10番	伊藤 秀行君
11番	武政 輝夫君	12番	平村 真成君
13番	魚谷 洋一君	14番	松井 岑雄君
15番	黒田 壇豊君	16番	広田 清晴君
17番	魚原 満晴君	18番	富田 安英君
19番	木村 潔君	20番	中本 博明君
21番	平川 敏郎君	22番	田中隆太郎君
23番	小田 貞利君	24番	尾元 武君
26番	新山 玄雄君		

欠席議員（1名）

25番	久保 雅己君
-----	--------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 松岡 正子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	田村 博君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田中 健君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	横山 充生君
契約管理課長	平田 好男君	下水道課長	嶋元 則昭君

午前9時30分開会

議長(新山 玄雄君) おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成17年第1回周防大島町議会臨時会を開会します。

久保議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(新山 玄雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、安本貞敏議員、2番、伊東梅芳議員を指名いたします。

・

日程第2. 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の折早朝からご参集賜り、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、今年1月1日付けで発令した人事のうち、管理職部門の状況についてご報告申し上げます。

合併前まで、大島郡4町が一部事務組合として設置していた大島郡国民健康保険診療施設組合は、合併に伴い、地方公営企業法を全部適用する周防大島町公営企業局として、スタートいたしました。

この企業局には、地方公営企業法第7条に基づき、企業の業務を執行させるために管理者の設置をすることとされており、私は1月1日付けで前大島郡国民健康保険診療施設組合助役でありました、川田昌満君を周防大島町公営企業局管理者として任命をいたしました。

同君は、組合の助役として9年間の永きにわたり重責を務め、このたびの公営企業管理者には最適任と判断をしたものであります。なお、任期は、平成20年12月31日までの4年間であります。

次に、昨年12月の助役、収入役選任に伴います職員の人事異動につきましても、1月1日付けで発令をいたしました。

総務部長に、前総務部総合政策課長の村田雅典君、総務部総合政策課長に、前橘総合支所長の坂本薫君、橘総合支所長に、前橘教育支所長の中河美昭君、東和総合支所長に、前和佐保育所長の田中健君、橘教育支所長に前日良居出張所長の永田友枝君、和佐保育所長に、前東和総合支所班長の西村利雄君、以上6名であります。

議員各位におかれましては、御指導後鞭撻のほどお願いいたしまして、人事関係の報告といたします。

続きまして、本日提案しております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案いたします案件は、専決処分の報告が3件、あらたに生じた土地の確認に関するもの2件、字の区域の変更に関するもの2件、工事の請負変更契約に関するもの2件、工事の

請負契約の締結に関するもの1件、一般会計及び農業集落排水特別会計補正予算の12件であります。

まず報告第1号から報告第3号までは、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので報告するものであります。

次に、議案第1号及び議案第2号は、あらたに生じた土地の確認についてお諮りするものであります。

2件とも棕野漁港の整備計画により埋め立てられた土地で、公有水面埋め立て法の規定に基づき、しゅん功認可されたものであります。

議案第3号及び議案第4号は、議案第1号、議案第2号に関連する土地の、字の区域の変更について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区工事の請負変更契約の締結についてであります。工事を進める過程において、工事の追加を行う必要が生じたため、原契約を増額し請負変更契約を締結しようとするものであります。

議案第6号は、平成16年度大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事の請負変更契約の締結についてであります。測量試験費の精算及び工事の入札差金等により、工事量を増工いたしまして事業の進捗を図るため、原契約を増額し請負変更契約を締結しようとするものであります。

議案第7号は、平成16年度の町道山下浜・木屋線道路改良工事の請負契約の締結についてであります。

この改良工事は、国庫補助金における地方道路整備臨時交付金により実施されるものでありまして、指名競争入札の結果、周防大島町久賀の平川建設株式会社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第8号は、平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,308万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ118億618万8,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。主なものは、台風被害による災害復旧費等の増額であり、早期に復旧に努めたいと考えているところであります。

議案第9号は、平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億83万7,000円とするものであり、維持管理費及び和田地区の農業集落排水事業について補正を行うものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与がご説明を申し上げますので、何卒慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

ただいま町長より紹介のありました公営企業管理者の川田昌満さんが議場におられますので、ごあいさつをお願いいたします。

公営企業管理者（川田 昌満君） ごあいさつを申し上げます。

ただいま御紹介をいただきました川田昌満でございます。自治体病院の使命であります地域医療の確保、医療水準の向上、患者中心主義の医療の確立、安全管理の徹底、健全経営の確保等に誠心誠意努めてまいり所存でございますので、皆様方の一方ならぬ御指導と御協力をいただきますよう切にお願いを申し上げます。よろしくをお願いいたします。（拍手）

日程第4．報告第1号

日程第5．報告第2号

日程第6．報告第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、報告第1号から日程第6、報告第3号までを一括上程し、これを議題とします。

専決処分の報告について執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告について御説明をいたします。

3件とも昨年の12月定例議会におきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定されました議会の委任による町長の専決処分事項によるもので、いずれも変更契約でございます。

報告第1号は、久賀地区地域水産物供給基盤整備事業（第2工区）工事についてであります。

本工事の請負契約の議決を、平成16年3月18日の旧久賀町議会定例会でいただきましたが、道路工路床の実施数量及び舗装面積、安全施設の変更により、現契約7,334万円に385万9,800円を増額した7,819万9,800円とする請負変更契約。

報告第2号は、棕野漁港環境整備事業（第1工区）工事についてであります。本工事の請負契約の議決を、平成16年3月18日の旧久賀町議会定例会でいただきましたが、親水施設の表層化粧等の数量増によりまして、現契約8,662万5,000円に489万7,200円を増額した9,152万2,200円とする請負変更契約。

次に、報告第3号は、平成16年度大島町南地区地域水産物供給基盤整備工事についてであります。本工事の請負契約の議決を平成16年8月3日の旧大島町議会臨時会でいただきましたが、測量試験費の精算及び本工事の入札差金により、被覆ならし工101平方メートル、上部底盤工

25メートルを增高いたしましたして、事業の進捗を図るものでありまして、現契約8,967万円に483万円を増額した9,450万円とする請負変更契約であります。

以上のとおり、3件の請負変更契約締結の専決処分の報告を申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第7．議案第1号

日程第8．議案第2号

日程第9．議案第3号

日程第10．議案第4号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第1号あらたに生じた土地の確認についてから、日程第10、議案第4号字の区域の変更についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第1号及び議案第2号のあらたに生じた土地の確認につきまして、これは2件とも関連をいたしておりますので、まず一括して御説明を申し上げます。

本案は漁港整備計画に基づき、周防大島町大字棕野地区で埋め立てられました土地で、議案第1号につきましては、平成16年8月20日付、指令港湾第22号の7によりまして、公有水面埋め立て法第22条第1項の規定に基づき、しゅん功認可されたものでございます。

議案第2号につきましては、平成16年6月11日付、指令港湾第22号の6により、公有水面埋め立て法の規定に基づきましてしゅん功認可されたものでございます。

このたび地方自治法第9条の5第1項の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決をお願いいたします。

次に、議案第3号及び第4号の字の区域の変更につきましても、2件とも関連をいたしておりますので、一括して御説明を申し上げます。

議案第3号は、議案第1号でお諮りいたしましたあらたに生じた土地を、周防大島町大字棕野字新山下に編入するものでございます。

議案第4号は、議案第2号でお諮りいたしましたあらたに生じた土地を、同じく周防大島町大字棕野字新山下の区域に編入しようとするものでございます。地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、町議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第1号質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、今説明されたように1号から4号については、棕

野漁港広大な新たに埋め立てた土地を、こういう状況の中で議決を求めるということですので関連をしております。

それは、言うなればどこが重要なかという視点からまず質疑をしたいというふうに思います。今回、議案上は5,139.63平米の新たな土地ということで、1号議案についてはなっております。今回3号、4号で聞いても一緒なんですけど、実際的にまずこれほどの膨大な埋め立てになった経緯、どのように執行部の皆さん方は認識された、今回土地をいわゆる自治省の方に届けようとするのかという点が、非常に私たち旧久賀町の出来事ですから、私たち自身が非常にわかりにくいという状況なんです。

そしてまた、棕野に入ってみても、棕野の住民の皆さん方自身が、一体ほとんどわからんまま工事が進捗して行って、こんだけ強大なものできてたまげたというのが、実際のいわゆる今回議案として出された内容なんです。これ1号から4号まですべて付随しております。

この中でまず聞いておきたいのは、何でこれだけの大きな土地の取得に 取得と言ったら御無礼ですが、なったのかということをもまず1件聞いておきたいというふうに思います。

また、1号から4号まですべて関連しておりますが、実際これだけの埋め立てをして、実際今後どのように使おうとしようとしているのか、これが非常にいまだに不明瞭であります。実際的にはこの土地の取得が済んだら、すべてもう終わりという格好になると思うので、そういった中身ができてくるのかどうかなのか、あわせて聞いておきたい。

また、一説には40億円を超える、50億円近く金額が投入されたという状況だということも聞いておりますが、それじゃ一体幾らこの今回これだけ提案してくるのに、どれだけの金額がかかったのか。やっぱりあわせて私は聞いておくのが、いわゆる今回の議案の議決に際する私は態度の問題ということで聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

この棕野漁港の規模、どうしてこれだけ大きな土地を計画したのかということでございますが、経緯についてはちょっと詳細では、私の方からは把握しておりませんが、この規模、規模につきましては先ほどどれだけの金額がかかったのかということで、この棕野漁港、これは事業が漁業集落環境整備事業と漁港関係道路整備事業、それと漁港修築事業、これが平成6年から13年までが修築事業、これが名称が変更になりまして、14年度からこの修築事業が水産基盤整備事業となっております。それと、漁港環境整備事業、この4つの事業で構成されております。

この大きな土地ということにつきましては、用地の利用計画というものがございます。これで御説明したいと思いますが、かなりの用地がございまして、ここの概略につきましては、東防波堤というのが200メートルございまして、漁港につきましては、外郭施設から計画実行いたしまし

て、それから護岸、用地の方に取りかかるような形になっております。

護岸が130メートル、突堤が35メートルで、周りの護岸がそれぞれまだ200メートルぐらいございます。それと、西の防波堤が155メートル、物揚げ場が140メートルございます。用地の張りつけにつきましては、船揚げ場の用地、それと荷さばき所の用地、野積み場の用地、漁具保管修理施設の用地、これも漁具倉庫でございます。

それと、漁村再開発施設用地、これは集落排水の用地でございます。真ん中の方に大きな用地がございますが、これが漁港環境整備施設用地といたしまして、約6,200平米でございます。それと、民家側になりましたら、漁村再開発施設用地といたしまして、宅地とか緑地に使う用地でございますが、これが4,000平米でございます。それと、公用公共用地施設ということで、排水機場の施設が約1,700平米、それと駐車場用地が1,300平米でございます。用地につきましては、概略でそういうことでございます。

どれだけの金額がかかったのかということでございますが、先ほど申しました漁業集落環境整備事業でございますが、これが全体事業で4億円でございます。14年度から18年度までで4億円になっております。それと、漁港関連道の整備事業ですが、これが11年度から13年度までで2億円でございます。それと、漁港修築事業が平成6年度から平成13年度までで、34億1,252万円となっております。それと、水産基盤整備事業が平成14年と15年で7億3,000万円となっております。それと、漁港環境整備事業ですが、13年度から17年度までで5億5,000万円でございます。平成16年度までで51億2,572万円となっております。全体計画では52億9,252万円でございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、今回これを認める以前の問題として、この地域は言うなれば住民から実際的には砂よりアサリの多い地域というぐらい言われよった地域なんです。総体についてね。それがやっぱりかって実際的には住民に十分な説明、理解が得られないまま工事着手し、そして今日に至ったといわゆるいうところなんです。こういう点をやっぱりきちっと理解された上で今回提案されちよるんかどうなのかという視点が、私は非常に大事な点ではないかというふうに思ってるんです。

今さらそれをもとへ戻せとか、そういう視点ではなしに、本当にこれだけの多額な金額をかけた部分が、今後どういうふうやっていくのか。また、今回の着手に当たってどうなのかという点が、非常に重たい部分があるという面は明らかにしちょきたいと。

それともう1点聞いときたいのが、やはり各町とも広大ないわゆる公共事業としての漁港をつくっていきました。そして、これも先ほど答弁でありましたように、平成6年度ころから修築事

業が始まったわけなんです。途中でなぜ久賀地域の場合が、棕野地域が見直しがきかなかったのか。バブルがはじけた当時、そしてまた第三セクターが破綻していく当時に、あわせて見直しがきかなかったのか、その辺はやっぱりどういうふうに今新町の町長としてつかんでおられるのか、理解しておれば、わかっておれば聞いておきたいというふうに考えます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） お答えいたしたいと思います。

この旧久賀町のその棕野地区の漁港整備計画でございますが、平成6年度から着工したという説明のとおりでございますが、実はその第9次漁港整備計画というのは、既にもう平成3年あたりから基礎調査が始まりまして、4年、5年とその計画段階でのいろいろな検討がなされてきた。これは旧久賀町の中で当然大きな政策的な判断がなされたことだと思っております。

それによりまして、県の漁港漁村課を中心に水産庁等との協議も済みまして、それで全体計画が詰まってきたその結果が、平成6年度からの事業着工になったというふうに思っております。そういうことございまして、その当時の平成3年、4年、5年のあたりのその計画段階での経緯ということにつきましては、非常に今周防大島町の中でその平成4年、5年の当時の経過ってというのは、非常に今明確に私たちが答弁するというのは、難しい状況であろうと思っております。

ただ、実際に平成16年の10月1日に周防大島町が誕生しましたが、既にもう計画は最終段階に来ております。要するに、この埋め立ての土地のあらたに生じた土地の確認またはその字の区域の変更ってというようなものにつきましては、事業が完了し、埋め立てがしゅん功した後の既に手続ございまして、事業についてはそういうことで、過去どういう経緯でからこれが始まったのかというふうなことにしましては、実際にはその旧久賀町の中で非常に大きな議論がなされた結果というふうに思っておりますし、今私たちがそのできたしゅん功っていいですか、事業完了に近づいた段階で、その当時のことがどうであったかという判断は、差し挟むというのは非常に難しいものがあるというふうに思っております。

また、これだけ大きな事業の中で、中途で見直しができなかったのだろうかということございしますが、当然バブル崩壊後に事業の見直しと、長期計画の見直しということは何度もあったと思っております。そういうことで、旧4町とも大きな漁港の事業計画は持っておりましたので、それらの中で見直しをされたという旧町も当然あると思えます。

ただ、この旧久賀町の漁港事業につきましては、先ほど部長の方から説明がありましたように、沖の防波堤がまず第一に整備をしていくものでございます。当然、その漁港整備につきましては、埋め立てがある場合は当然沖の防波堤からまずできてくると。そうでないと、内からつくっていきましても、沖の防波堤ができてないと、その台風等に耐えられないということございまして、まず沖の防波堤からつくっていくわけでございますが、沖の防波堤がばっとできておって、

中の方はつくるのをやめましたっていうような見直しというのは、非常に難しいということではないかと思っております。

そういうことですから、例えば防波堤を100メートルつくりましょうというときに、これは50メートルでおきましょうという計画変更、見直しというのはやったところもあるんじゃないかと思いますが、この計画の状況を見ますと、非常に見直しが難しい状況になったというふうに思っております。

そういうことでございますので、当時のその状況とは若干変わっているということも、それは御指摘のとおりだと思いますが、できるだけ本来計画されたものに沿って、これからの利活用を考えるということが一番大事じゃないかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 16番、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1号、2号、3号、4号というて、まあすべて関連しちよる内容なんで、一応1号で聞いちゃうかなということで質疑をさせてもらいます。今回これで3回目ということなんですが、やっぱり私たちは実際的にはあの当時、いわゆるいみじくも助役さんも言われましたように、いわゆる旧町のことをいまさら言ってもせんないことよというニュアンスが聞き取れたんですが、実際的には今後これがかなり財政的にも、今後起債残高を含めて財政的にもかかわってくるし、今後の開発計画についても、いわゆる慎重になっていく必要があることというふうに考えております。

やはり今後私も先日あそこへ行って、現場に行ってみまして、中の排水機場も見させてもらいまして、実際的に面積歩いてみましたが、かなりの土地です。本当これから先、あの当時は御承知のように、一つはゴルフ場、一つはいわゆる今きょうの議題になっちゃう、いわゆるヨットハーバー、そしてホテルというふうな3つの施設から私は出発した。第三セクターを含めて私は出発したというふうに考えております。

これ認識の違いがあるかどうか知りませんが、あの当時は3つの施設ということで、旧大島町も関連して私は出発したのではなかるかと。漁港だけだったら、あれだけの面積になってなかったと。漁港だけ、漁民の要求に基づく漁港なら、あれだけの強大な面積にはなってなかったという点を明らかにしちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） この問題については、先ほど広田議員さんおっしゃいましたけれども、旧久賀町の人間としては、やっぱりこれを認めざるを得なかったということが随分あります。

要は、今後はやっぱりこれが完成後に、ああいうものをなぜつくったのかなということをおわ

れないように、やっぱり私たちはみていかにやいけんと思うんですが、そこで御質問いたしますけども、完成後は漁港ですから、もちろん漁民の方が使われるわけですが、広くやっぱり一般の人でも利用できるようなやっぱりしてほしいというふうに思うわけです。

というのが、やっぱりそうでないと、これだけの漁港をつくって、実際棕野に利用される方が何人おられるかと言ったら、もう1けたですよ。ですから、その方だけの利用であれば、それはむだじゃないかという意見も出ようというふうに思います。ですから、今後これをここをどのような利用方法があるのかどうか。

もちろん、これは旧久賀町の議会でもそりゃありましたけども、ただあれだけでは、あれだけの計画では納得ができるかどうかというような問題あると思いますので、幅広く利用できるような、もちろん東側については、海水浴というふうなことはありますけども、漁港についてやっぱり幅広く利用できるような計画を立ててほしいと思います。それで、実際問題もうそういう計画があるのであれば、ちょっとここで答弁していただきたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 漁港施設のこの整備につきましては、施設の整地と同時に用地の利用計画の張りつけも必要になっております。

先ほど少し触れましたけれども、大きなものではこの用地の中の中心部になりますが、漁港環境整備施設用地、公園用地になりますが、こういうものもございますし、再開発施設用地として宅地とか緑地、それと排水機場の用地もございます。もちろん、漁港施設の用地として船揚げ場とか野積み場用地、荷さばき所用地もございます。

大きな公園用地とか再開発用地、排水機場用地、駐車場用地、これらの用地の利用につきましては、用地の見直しというのがございます。以前はこの用地の張りつけをして、変更がなかなか難しかったんですが、今ではある程度緩和されております。この用地の利用計画の変更の申請をいたしまして、それが許可をされれば地元の方々、地域の方々の利用に即した利用も可能な部分があるのではないかと思いますので、またその辺は御意見を伺って、可能であればそういう変更申請をしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3号で1点ほど聞いちょきたいんですが、3号にかかわる用地部分、いわゆる排水機場がここの部分にかかわるのではなからうかというふうに考えております。今歩いてみますと、ずっと面して実際的にあそこが飲み込むいわゆる部分、いわゆる傾斜、そのほか確保されちよるかどうか、地元の人がすごい心配されちよるわけですよ。

実際的には西から東に流して沖に流すというレベルになっておるのかどうか、ちょっとわかりにくいんですが、実際的にどういうふういわゆる集落排水をしていくのか。今真ん中にまさに工事部分があるというふうに思うんですが、その部分についてどういうふうになっておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

御指摘のとおり、排水機場駐車場用地、議案3号につきましては、排水機場駐車場用地になっております。この背後地の排水でございますが、これは漁港施設の泊地の中に排水を流すわけにはいきませんので、これは防波堤護岸がございますが、この両端に埋め立てと今の旧の護岸がございますが、この間に暗渠施設を設けております。それに落としまして、両サイドに排水を流すようにしております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案1号から4号について、私先ほど質疑の中で大事な視点ということで質疑をさせていただきました。それは、当然今後どのように活用していくかというのは、周防大島町の大きな課題というふうになってきます。

しかし、私がポイントとして考えているのは、私自身が1期目から2期目の議員当時、今回議案となっている地域、これはいわゆるほかの執行部の皆さん方は不愉快かもわかりませんが、実は三蒲、そして旧久賀、棕野地域のゴルフ場問題、そして現棕野、今ふるがありますね。あの地域に対するいわゆるヨーロッパ型ホテル、そして今の議論となっておりますいわゆるヨットハーバー、当初ですね。それは途中で見直してヨットハーバーという字句はなくなったかもわかりませんが、そういう3つの中でいわゆるバブル中期からバブル破綻にかけて、いわゆるやっていった事業。

そして第三セクター、これは私が言うまでもなく、当時カサベラが民間として、そして県が、そして旧久賀町が主体で、そして他の3町が20万円ずつということだったのではないかというふうに思いますが、そういう格好で大型事業をしました。

私は、あの当時から、私は財政論の立場から絶対に破綻するということで、私が反対できる部分、それはゴルフ場でした。例えば棕野と久賀地域にゴルフ場をつくるということについては、それは絶対だめだと。町財政が破綻するということで徹底議論しました。確かに、あの当時反対したことがえかったかどうかは、私は歴史的には明らかになっていくというふうに考えております。

今回出されておる議案、これは私は出発時点から間違いだったんだということを明らかにしておきたいというふうに思います。それは、要求が公共事業の要求というのは、本来ならそこに住む住民、そこから出発するんです。しかし、あの計画は業者から出発したと言わざるを得ない今回の議案の中身だというふうに考えています。そういう立場から、私は1号から4号については寡黙できない、見過ごすことはできないという立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第7、議案第1号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第8、議案第2号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第9、議案第3号字の区域の変更

について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第10、議案第4号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11・議案第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第5号棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、平川敏郎議員の退場を求めます。

〔平川敏郎議員退場〕

議長（新山 玄雄君） 補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第5号棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区工事の請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

議案第5号は、棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区工事の請負契約を、平成15年11月28日、旧久賀町議会臨時会におきまして御議決をいただいておりますが、工事を進める過程におきまして、現場条件が悪く締め切り排水溝の仮設工の追加並びに地盤条件の変動によります鋼矢板仮設工の追加を行う必要が生じてまいりましたことが、今回の変更規約の大きな要因でございます。

その他、関連工事の精査の結果、数量に増減も生じておりますし、その結果、原契約8,179万5,000円に、1,475万5,650円を追加いたしました9,655万650円の請負変更契約を締結しようとするものでございますので、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第5号、質疑はありませんか。広田議員、16番。

議員（16番 広田 清晴君） これも先ほど言われたように、実際的には15年度の繰り越し事業の変更ということになります。15年度の事業で繰り越したら、今時分はもう検査して終わりの時期なんです。わかりますか。それが何で今ごろになって契約変更せんにゃいけないのですか、実際的に。おかしいんじゃないんですか、時期的にも。本来なら検査せんにゃいけないときですよ。繰り越しの繰り越しになる恐れもあるような時期の変更っちゅうのはどういうことなんですか。これは理解に苦しみますので、説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

広田議員さん御指摘のとおり、15年度の繰り越し事業でございます。したがって、本来でございましたら、変更契約というのは15年繰り越しの時点で確定させまして、その後は事業費の調整ということになるかと思いますが、御指摘のとおりになっております。内容的なものは、事前に変更契約をしていた方がスムーズにいったというふうには思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には考えられん事態ということなんです。実際にこれが議事録に載るよりは、きちっと休憩とって何でこういう形態になったのかというのが、議員各位にきちっと説明しちよかんと、いわゆる採決の判断がわかりにくいんじゃないかというふうに思いますので、私はちょっと休憩をもらいたい。そして説明を求めたい。例えば予算のこともあろうし、何もあろうというふうに思います。その辺は議会運営委員会の方に任せますので、お願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 休憩をお願いします。

議長（新山 玄雄君） はい。今議会運営委員長から申し出がありました。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） はい。それじゃ、暫時休憩をいたします。

午前10時19分休憩

〔全員協議会〕

午前10時28分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、本会議を再開をいたします。

ほかに質疑はございませんか。2回目、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、今回もとのいわゆる契約部分がありますね。実際的に、いわゆる予定価格に対する今回は、これはもう既に15年度はやっちょるんですが、調べておればいわゆる予定価格に対する実際的な率はどういう状況だったのか、つかんでれば報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 入札状況ということですので、落札額の比率をお答えいたします。96.82%でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。日程第11、議案第5号棕野漁港漁業集落環境整備事業第2工区の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

平川議員の入場を許します。

〔平川敏郎議員入場〕

日程第12、議案第6号

議長（新山 玄雄君） 日程第12、議案第6号平成16年度大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第6号の補足説明を申し上げます。

議案第6号平成16年度大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事の請負変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

本案は、大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事請負契約の締結の議決を、平成16年8月3日に旧大島町の臨時議会におきまして御議決をいただいたものでございますが、測量試験費の精算及び本工事の入札差金によりまして、沖防波堤の基礎捨て石工1,980立米の投入と、方塊製作2個の追加、A護岸の基礎制止工376立米の投入を追加いたしまして、事業の進捗を図

るものでございます。原契約1億3,524万円に787万5,000円を追加いたしまして、1億4,311万5,000円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

議会の御議決をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第12、議案第6号平成16年度大島町北地区地域水産物供給基盤整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13・議案第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議案第7号平成16年度町道山下浜・木屋線道路改良工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、平川敏郎議員の退場を求めます。

〔平川敏郎議員退場〕

議長（新山 玄雄君） 補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） それでは、議案第7号平成16年度町道山下浜・木屋線道路改良工事の請負契約の締結につきまして補足説明を行います。

本案は、町道山下浜・木屋線道路改良工事につきまして、去る平成17年1月13日に町内業者10社で入札を行い、平川建設株式会社が5,302万5,000円で落札をいたしました。工事内容につきましては、延長が60メートル、幅員7メートルの道路改良工事でございます、主にはボックスカルバートを設置する工事でございます。

なお、本線は平成12年度より事業を開始いたしまして、平成13年度から本年度まで国庫補助事業における地方道路整備臨時交付金事業といたしまして実施しております。つきましては、

地方自治法及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第7号、質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、こうした5,000万円以上については、議会の議決いう格好ですが、私はずっと旧大島町議会のときに、入札結果についてはきちっと議員に配布しなさいということ言うてきました。そして、工期部分については、結果については議席に配布ということになりました。

実際久賀町の議員に聞いてみたら、久賀町でも出されておられたということを知りました。質疑のときにですね、間に合うように。実際的には私はきちっと初めてです。よりわかりにくいということなんで、まず実は説明資料として実は結果について要求したいというふうに思います。よろしく申し上げます。議会運営委員会並びに議長の方によろしくお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩しましょう。

午前10時37分休憩

.....
午前10時55分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は今回5,000万円以上については、初めてのいわゆる入札いう格好で議会にかかってきました。その中で、今回私なりにも見てみたんですがね、非常にわかりにくい部分があるんで質疑をしておきたいというふうに思います。

今準備された一つは、工事執行規則以降、いわゆる入札に係る分については事務取り扱い要項その他あります。これを見ておきますと、実際的に今回Aランクと言われる業者さんが10社、2、4、6、8、10社ありますね、実際的に。それで、それ以外の町内業者もおられるというふうに私は考えております。今回そういういわゆる差はどういう状況の中から起こったのが1点。

それともう一つは、これは指名にかかわる方で聞いておきたい。入札管理課か助役になるかわかりませんが、聞いちょきたいというふうに思いますのは、実際的にこれも読んでみますと、例えば工事が実際的にようけとちよる場合は、もう実際は御遠慮願うとか、そういうくだりもあると思うんですよ。そういう中で判断されたのか。指名にかかる部分ですから、非常にわかりに

くいという部分があるので、指名にかかる部分についてまず質疑をしたいというふうに思います。管理課か助役の方が。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。

契約管理課長（平田 好男君） 指名基準につきましては、さきの10月1日に一度告示したわけですが、中を精査いたしまして、検討した上で12月1日にもう一度その指名基準を変更しております。

それで、要はそのランク決めにつきましては、A、B、C、Dの4段階ということで、土木工事の場合は4段階、あるいは管工事であればA、Bの2段階、舗装工事であればA、Bの2段階と、そういうふうな建築であればA、Bの2段階、水道がA、B、Cの3段階というふうに指名基準を設けて、そのようにランクを決めております。そのランク決めというのは、経営審査の結果の評点、これをもって860点以上がAランクと、そういうふうな指名をしております。

ただ、Aランクだけではなく、したからDランクからもその2分の1、指名業者の2分の1は上げられると、下げられるというふうなランク柔軟な形にしております。それと、地域性も加味しておりますので、そこらもひとつ考慮に入れております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今実際的にランク、これも12月1日に変更と言われれば、これも変更になっちゃう。これは12月1日に入っちゃった分ですからね、実際的には変更になっておるだろうというふうに思うんですが、変更前では900が見直しで860以上。

860以上の部分が、いわゆる今回そのうちの10社ということであったんですが、私が先ほど質問したのは、それもさることながら、町内業者で実際一体Aランクと言われる部分が何業者あって、実際的に落ちた部分が何業者を含めて地域性を加味し、そして実際的に工事のいわゆる企業ごとの取り分といいますか、とり状況、取得状況といいますか、それも当然審査会の方では加味されながら議論されたというふうに思うんですが、実際的には今回地域性という格好の中からかどうかわかりませんが、実際的には5,050万円で落札という格好になっておりますね。5,050万円ですか。

じゃけ、実際的に今回入った業者、入ってない業者があるわけでしょう。どのくらい入ってないのか、実際的に今回ですね。地元業者の指定です。ほかの業者は当該の業者は別段いいですから、それは管理課の方に聞いておきたい。

それと、あわせてさっきあったんですが、見直しということになれば、これはすべて見直しされた金額が、正式な金額がわかれば報告を求めておきたい。例えば、Aランクが860に変更すれば、もとは900 もとといいますか、この時点では900が860になったわけですね。

そうなる、BもCもDも変わってきますよね。その辺も含めて管理課の方でつかんでおれば聞いておきたい。

やっぱり一番最初ですから、私たちは一体大島郡全体の中で業者さんがどういう、きょうは中身が土木一式工事ですから、土木について聞いておきますが、実際の点数もきょうは土木だけでいいですから、どういう状況なのか。あわせて報告をいただきたいというふうに思います。それと、それは契約管理課にかかわる部分です。

もう一つは、実際に担当部の方に聞きたいと。担当部 担当部と言っちゃおかしいが、実際にですね、聞いときたい。これも実は久賀地域で私歩いてみて、住民から出発したのかどうか非常にわかりにくい道だというふうに考えております。

といいますのは、これ地図ではわかりにくいですが、実際的に見てみますと、実は上がっていく道が2本あるんですよ。その田んぼの真ん中に道をつくるような工事なんですよ、歩いてみたら。実はどこから出発したのか。本当に棕野住民の皆さん方からあれだけ両サイドに道があるのに、実際的に真ん中にすともう一本道をつくるっていう、これは私はいかがなもんかという認識があります。町内各地域を見たら、こんなぜいたくなところはありませぬよ、実際見てみたら。ちょっと異常じゃないですか。

やっぱり今どういう事業であれ、最終的には町全体、周防大島町全体の角度が私は大事だというふうに考えております。ですから、その点から土木部になるか助役の方になるか、助役の方ですかね、どっちになるかわかりませんが、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約管理課長。
契約管理課長（平田 好男君） 総合評点による業者指名のランクづけと申しますけれども、Aランクにつきましては10社でございます。町内業者は10社です。ですから、今回の入札にはすべての業者が入っております。

それと、総合数値ですが、Aランク土木一式工事なんですが、Aランクは860点以上、Bランクが859から760点、Cランクが759点から700点、Dランクが699点以下となっております。

それと、後ほどこの締め切りについてというこれ契約管理課の方へ置いておるんですが、これを皆さんにお渡しいたします。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） この町道山下浜・木屋線の道路改良工事の正当性といいますか、いう御質問だと思いますが、先ほど説明もしましたが、平成12年度にこの事業は開始されておるわけでございます。言うなればその前年度、または前々年度あたりから、相当大きなその政策的な協議っていうのは進んでおったことではないかと思っております。

要するに、その旧久賀町の中での話だろうと思いますが、ここの中で棕野地区のその全体の道路の計画をどうするのかという議論から始まり、それで計画をされ、12年度に着工をしたということをごさいます、既にもう用地もついており、16年度ではその工事を入札する前段までいって合併になったという経緯もごさいます。

そういうことをごさいますので、今私たちが新しい町の方の執行部としてこの道路の計画がどうだったかということにつきましては、非常に申し上げにくいところをごさいます。それで、要するにこれが今から町はこうするというふうなものであれば、それは今の御指摘のようなことについても、何らかの形がとれるんじゃないかと思いますが、既にもう用地もついており、既にその設計書も出来上がっており、前後はもうできておるといふ状況をごさいますので、ここで今それをどうこうするっていうのは、非常に難しいということをごさいます、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 確かに、今事業出発はいろいろないわゆる国庫補助、有利な起債とかいろいろなことをやってきます。しかし、この間12月議会だったと思ひますが、久賀町の議員が質問されたように、いみじくもいわゆるそれから先の用地はついとるんかっていったら、まだついてないちゅうことなんですよ。

その辺もやっぱりきちんととらまえておかんと、ただ単に公共事業のための工事、そしてまた棕野住民も要望してない道と。それに早う言うたら3本目の道をつけるちゅうのは、今後とも問題があるし、私はやっぱり町全域を見ても、その道の必要性ちゅう部分からしたら、もっと緊急性のある道はいっぱいあるというふうにごさいます。ぜひ執行部としてもその辺はやっぱりトータル的に検討していかんと、大変なことになると。

ただ、やり始めだけ、とりわけ必要性の議論の問題はね、やっぱり十分な議論して予算提案してこんど、ずんずんずれた中身になってくるというふうにごさいますので、明らかにしておきたいというふうにごさいます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。答弁はいいです。いいですね。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今回提案されておるのは、国道の交差点から南に延長60メートルということですが、ちょっと位置図で御質問したいと思ひんですが、棕野中川という字が書いてあるわけですが、この棕野の棕というところ辺までは南側からずっと道路が広がっておりますね。今回60メートルということであれば、そこまでは工事が今回されないというふうにごさいます。していいのかどうかということと、今広田議員さんも申し上げましたけども、結局この山下浜・木屋線、既にそういうふうにごさいまする部分を続けるについては、既に道路があるところを

広くされるっていうことであれば、便利になるんで、それはそれとしていいんですが、今質問があったように、その今の椋野の椋という字あたりから、その椋野小学校の西側をずっと南に上るわけですが、その道路が果たして必要かどうかということが議論だと思うんですよ。

地区でいえば、大元からずっと山手に上がる道については、道の両側に水路があり、家がありますので、工事がしにくいと。だから、いわゆる新設の道路をつけていこうということだろうと思うんですが、しかしその果たして今の小学校から途中の道が必要であろうかと。実際にあそこ現場見てもらったらわかると思うんですが、その椋野中川と、それからJAの椋野支所から南に上がる道の距離というものは、向こうが見えるぐらいの距離なんですね。その間にまた道が必要かなというふうに考えますんで、その辺はやっぱり計画変更をやっぱりすべきだろうと。

この本件については、もう既に道が広がっておりますので、やっぱり取りつけ道路ですから、もう必要だろうと思いますけれども、その辺ちょっと御答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

道路、特に国道、県道、また町道につきましては、緊急性、災害時等の緊急路として大変重要な施設であると考えております。この道路改良につきましては、要望等がございましたら、厳しい財政状況ではございますが、限られた予算内で地域の方々の意見も聞きながら、緊急性、安全性を考慮して実施をまいっております。

ただ近年では、議員さんが御指摘をいただきましたように、用地交渉の未決によりまして、行きどまりの道、また計画時点で途中で未改良の部分も出ております。その辺もまた実施計画時点、実施の直前に地権者の方々の了解が得られるような、その辺の地域の方々の協力性も重視してまいりたいと思っております。

今回の道路改良ですが、議員さん御指摘のように、幅員は7メートルとなっております。これは補助事業の基準によりまして7メートルとなっておりますが、これにつきましては先ほどから出ておりましたように、この道路の必要性でございますが、広域の営農団地、農道が開通してございます。これに対するアクセス道が要ということが一つでございます。

それと、椋野地区の公共施設、小学校とか公民館とか出張所、デイサービス施設がございますが、これを結ぶ道路、これが必要であるということ等々がございます。それと、17年度完成予定、多分18年度にずれ込もうかと思いますが、椋野漁港、この整備に伴いまして、連絡道路が必要であるということ等々がございます。

これにつきましては、今から計画がずっと伸びていくわけなんですけど、このまま7メートル幅員の道路が必要であるかどうかというのは、議員さん御指摘のように、用地の関係もございまして難しい面があるかと思えます。どの辺までをじゃあ7メートル道路でいって、幅員をまた例

えば6メートル道路にまた縮小するかということにつきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） じゃあ、実際に問題のところは、私がさっきから指摘をしておりますように、棕野小学校の西側から今の棕野の棕という間に道路が新たにこれはもう新設ですからね、改良といっても今までの道路を広げるわけじゃない。もう既にだから棕野の小学校の下はもう工事入ってましたけどもね、もう入ってますけども、一部分については。もうですからここをやる気であるわけですね、ずっと続けて。

ですから、棕野小学校より南側、山手の方については、そりゃあの辺にやっぱりミカン畑とかありますんで、道路が必要な部分あるかもわかりませんが、その棕野小学校から北側のその今のこの工事を本件の改良に出てるここまでを続けるって、あの間が本当に必要かどうか。実際にこれ現場行って見るとようわかるですよ。向こうの道見えるわけです。その間にもう一本必要なかどうか。あそこ何軒か家が今回建ちましたけども、その家のために道路つけちゃうようなもんじゃ、あれ。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 議員さんがお示しのとおり、用地買収の完了したところがございます。先端、南部分ですね。その辺の関係、補助事業また起債の関係でどのように今後したらいいかというのは、検討させていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第7号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の工事入札について反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

最初言いましたように、実は公共工事の要求をどっから出発するんかと、業者から出発するのか、町長から出発するのか、それとも住民から出発するのか、これを私は判断の基準としていきます。

今回私もあの地域を歩いて見て、棕野の皆さん方自体がむだな道じゃないかと。確かに顔をしかめられますが、実際的にはそういうところなんです。見てください、実態を。そういうところに多額の、今後とも多額のいわゆる予算を投入していく、これだけ二言目、三言目には財政が厳しい言いながら、将来どれだけかかるかわからんような道を新たにつくっていく。

私たちは旧大島町においては、仮に町長が提案したものであっても、例えばこれは過疎代行だ

からお金はそんなにかかりませんって言われても、議員として、そして議会としてそれはだめだということ言うてきました。議員の仕事っていうのは、そういうもんなんですよ。

やはり私は本当にその要求が一つ一つがどこから出発しておるか、この点を明確にしながら私は公共工事であれ賛否の基準にしてきました。今回出されちよる内容、これはまさに公共事業のための事業ですよ。棕野の皆さん方の要求から出発したものではないという立場から明らかにし、反対としたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第13、議案第7号平成16年度町道山下浜・木屋線道路改良工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

平川議員の入場を許します。

〔平川敏郎議員入場〕

日程第14・議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第8号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 議案第8号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

予算書並びに事項別明細書をお開きいただきたいと思います。今回の補正は、補正予算議案書1ページのとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,308万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ118億618万8,000円とするとともに、第2条におきまして地方債の補正を行うものでございます。

次に、事項別明細書の関係につきまして御説明をいたします。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの13款でございます。国庫支出金で漁港施設災害復旧費国庫負担金2億3,377万6,000円の計上でございます。

次に、14款県支出金でございますが、柳井地域広域水道企業団出資債償還に対する元利補給

金の内示がございましたので、1,045万8,000円を計上しております。

16款の寄附金でございます。この寄附金のところには、災害復旧にということで寄附の申し出がございましたので、総務寄附金として50万円を計上しております。

19款の諸収入の関係でございます。新市町村振興宝くじ交付金の内示に伴う327万3,000円の追加、あわせて395万4,000円追加計上でございます。

次に4ページでございます。20款の町債でございますが、現年補助漁港施設災害復旧事業債1億1,510万円、現年単独漁港災害復旧事業債720万円、現年単独公共施設・公用施設災害復旧事業債210万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出について主なものについて御説明申し上げます。

5ページでございますが、2款の総務費1目の一般管理費で13の委託料のところ、町長車運転委託料40万円を新たに計上しております。

3款の民生でございますが、蒲野保育所に1月から障害児が入所した関係上、保育士1名を専任で配置する必要が生じたため、その賃金43万3,000円を計上しております。

次に、ページをお開きいただきまして6ページでございます。6ページの5款農林水産業費は、1項農業費5目畜産業費で、大島酪農農業協同組合への酪農振興補助金29万円の計上と、2項林業費3目林業施設費は、林道開設事業の節間の調整でございます。

6款の商工費でございます。1項の商工費2目の商工業振興費では、グリーンステイながうら管理経費においてエアコンの修繕及び薬液注入ポンプの修繕費として116万1,000円を計上しております。また、3目の観光費でございます。これは7ページでございますが、合併のイベントのあり方について調整を行った結果、9町で特色のあるイベントは存続させることといたしまして、旧大島町で行われてきておりましたお大師堂めぐり歩け歩け大会につきまして、4月に実施されるイベントでございますので、その準備経費として50万円を実行委員会に補助することとしております。

9款の教育費でございます。4項の社会教育費の5目社会教育施設費では、大島文化センターのエアコン修繕費39万1,000円が主なものであります。

ページをめくっていただきまして、8ページでございます。5項の保健体育費でございますが、橘地区学校給食センターの給食配送車及び炊飯器の修繕費を計上しております。

10款の災害復旧費では、農業用施設災害復旧費において下田排水機場外2カ所分418万5,000円、漁港災害復旧費では、単独災害復旧7カ所、補助災害復旧24カ所、あわせて3億5,975万5,000円を計上いたしました。

10ページでございます。社会教育施設災害復旧費は、大島文化センターの屋根を修繕するものでございます。その他、公共公用施設等災害復旧費は、竜崎遊歩道の復旧経費510万

5,000円を計上しております。

11款の公債費、これは償還利息の調整によりまして1,045万8,000円の減額であります。

最後に11ページでございますが、12款の諸支出金、これは農業集落排水事業特別会計への繰出金を79万9,000円減額をしております。

以上が議案第8号平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第8号、質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 実は、今回の補正は金額的にはほとんどが災害にかかわる部分ということになっております。それで、私が要求しておきたいのは、例えば災害にしても補助災害部分については、やっぱりきちっといわゆる位置図はきちっと提出すべきじゃないかというふうに考えています。

といいますのは、今回災害が大きかったのは、旧東和、旧橘地域と旧久賀地域一部、旧大島地域も三浦と志佐地域はやっておりますが、やっぱり単独部分と別個に補助部分ぐらいはきちっと位置図は出すべきじゃないか。議長からきちっと要望していただきたいと。私は準備できちよるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それともう1点が、実は先ほど提案理由の説明の中で、いわゆるイベントについて報告がありました。今回50万円の予算計上ということで、旧町の特色ある部分という格好で予算づけしたんだということが報告ありました。実際的に見直しする部分と、今回のように既に予算、先ほど言われたように4月に入ってからすぐあるから、事前に言うなればいわゆるチラシ等を配布しなければいけないとか、集まらんやいけんとか、そういう経費はわかりますが、実際的に見直しする部分と実際廃止の部分とかいう部分は、きちっともう協議は済んでいるのかどうなのか。また、今回50万円とした根拠についてはどのように見ておるのか、聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点は、どこかにあったと思うんですが、車借り上げ料という部分があったと思いますが、この部分ちょっともう1回聞いちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長(新山 玄雄君) 資料については今準備させます。答弁をお願いします。村田総務部長。

総務部長(村田 雅典君) イベントの関係につきまして御質問ございました。基本的には、旧4町それぞれイベントを展開しております。その中で新年度予算を編成する上で、できるだけ日程的に大変混み合ってる時期もございます。そのあたりで果たして実施ができるんであるのかと

ということで、担当者、担当課の中でいろいろ協議をしております。

その中で、基本的には各町1つそれぞれ大きな目玉的なものは残していこうということで、今考えております。今考えていると申しますのは、まだ17年度の予算の査定が済んでおりませんので、実際に予算配分的にどうなるか、そのあたりで検討していくことになろうかと思いますが、このお大師堂めぐりにつきましては、4月に実施をするということで、それなりの準備経費ということもございます。50万円を補正させていただいておりますが、基本的には募集のパンフレットの案内状等々の印刷経費というのが、大きなものになろうかと思っております。

それから、もう1点車の借り上げ料がございました。これは、4町の公用車全部周防大島町の公用車ということになっておるわけでございますが、この50万9,000円、旧橘町の町長車でございました車両、これはリース車両でございましたが、当初暫定、あるいは本予算の中で予算化されてなかったという漏れがございましたので、今回計上しておるものでございます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回御承知のように、職員採用試験を実施すると、そのための補正として5万1,000円補正がされております。職員採用試験ね。それで実際的に12月議会等の答弁を聞いておりますと、かなり少ない人数のことを町長の方が報告されました。いわゆる採用枠について。それで、そういう採用枠で法定協の議論を聞いておきますと、基本的には逆ピラミッドが進んだらいけないので、3退職されたら1補充という議論がされとったかいうふう聞いております。

新年度、今回補正して試験をするわけなんですけど、実際的に例えば昨年度も採用してないんじゃないかと思っております。それで、今年度も昨年からことしにかけてかなりの退職が出ておるといふふうに見ております。実際的に今回補正を上げるに当たって、何人ぐらいを採用枠を考えておるのか。私は数がちょっと違い過ぎるんじゃないかのと、この間の答弁聞いてちよくとですね、その辺のところに助役もしくは総務の方で答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） このたびの職員採用試験の関係でございますが、これは保健業務の関係で保健師を採用しようという計画でございます。それぞれの施設に配属します保健師の数が充足数に達していないという考え方で、採用しようということでございます。若干名ということで応募をさせていただいております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今部長が答弁された内容が、いわゆる12月議会において町長が言われた内容です。実際的に御承知のように、今回特別職が2欠になりますね。そしてこの間

実際的にやめられた方、15年度末でやめられた人数、そして16年度退職予定者等を見てみれば、法定協で議論されたから見れば、当然私は枠が必要ではなかろうかなというふうに考えております。だから、私は助役の方でもいいですよという答弁をした、質問をさっきしたんですよ。

だから、実際的には私は保健婦さんたちが本当に足りないのかどうなのかという分を、私は疑問を持ってるんですよ。実際的にやっぱり一般職が私は合併し、そして分庁方式というのをとった以上は、実際的には要因はいる形態になっちゃうわけなんですよ、実際的に数えてみると。といいますのが、例えば総合支所部門、今回異動によりまして本課の方に異動が各町から一人ずつ。そして、実際的にそれは総合支所から異動したという格好になって、本課といいますのは各部にね、異動ということになっちゃうんじゃないかなと思います。

そうすると、今から先、今いみじくも来年度予算を云々という議論がありましたけど、実際的には町長が12月議会の時点で、実はいわゆる今から先、地域支援を中心に充実させていくんだということを言われました。確かに、今回実際的には総合窓口部門を減額しとるかもわかりませんが、私は減額しとる総合窓口部門の職員を減らしておるかもわかりませんが、実際的には私は不足しておるんじゃないかというふうに考えております。

その点で再度実際昨年からことしにかけての退職、そして今年度の退職予定と、実際的な部分はやっぱり聞いておきたいと。それがやっぱり一応法定協の議論とのいわゆる整合性ったら御無礼なんじゃが、やっぱりある程度加味したものが今回の補正に上がってきておるというふうに理解しておりますので、あえて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 職員採用のことについてでございますが、先ほど総務部長が申しましたように、今回募集をかけておるのは技術職であります保健師を若干名ということでございます。これはもう合併した10月1日時点で、在宅介護支援センターまたは保健センター等に既に欠員が出ておりましたものでございまして、これは一般職での補充がきかないということでございますので、保健師の募集を今お願いしようとしているところでございます。

それで、この職員数の全体の問題なんですけど、実は平成16年の4月1日、要するに昨年の4月1日なんですけど、16年度の当初では388名の職員でございました。それで、合併をいたしました10月1日は381名、今現在は379名というふうになっております。

それで、今御指摘の町長の12月議会での定例会での一般質問の総合支所部門を充実するという答弁と、その総合支所から1名減になっているところについての整合性はいかがという御質問であろうと思いますが、要するにその職員の数が多くなければ、そのサービスができないという意味ではなくて、当然その今議員さん御指摘のように、総合支所の中はそれは地域支援班なのか、総合窓口班なのかということもありますが、できるだけ少ない人数で効率のいいサービスをやっ

ていくというのが大原則でございます。

それで、もう1点ありますのは、昨年10月1日合併をいたしましたときの各部、課、または総合支所、出張所というところのその職員の定数というか、配置人数ですね、これが実際に合併前に総務の専門部会、または助役を入れた幹事会、または首長会等を通してここに各課への配置人数というのは決まってきたものでございますが、実際にその旧町の組織から大きく新しい新町の組織が変わっております。そういうことでございまして、また全くなかったような新しい課ができておったりしております。

そういうことでございまして、その業務量と人数というのは当然精査しながら配置人数を決めたということでございますが、実際にその10月1日以降に業務を始めますと、これは実際にその人数と業務量がぴたっとあっているかどうかというのが、まだ今合併後4カ月でございますが、今から3月末までに向けて精査をしなければならないというふうに思っています。だから、今各課におります人数と業務量がぴたっと一致しているというふうには、まだないような課もあるんじゃないかというふうに思っております。

これらにつきましては、当然その通常の異動について、また再度その人数が本当に適正なものかどうかというのは、精査する必要があると思っております。合併後に、合併前後に非常に大きな台風に見舞われましたので、その災害復旧を担当する建設関係の課には、今兼務という形で職員を約8名ほど兼務で派遣をいたしております。

これも災害査定が順次済んでおりますので、終わっておりますので、今現在は4名が兼務で派遣されておるという状況になっておりますが、これは兼務でございまして、当然事業が一段落すれば、兼務をといて原課に戻さんやいけんと思っておりますが、それとは別に先ほど申しましたように、本当に業務量と本当のその人数との適正なものはいかがということは、再検討して、これについて次の人事異動等で見直さなければならないと思っておりますので、町長が12月に答弁した総合支所を充実するということと、総合支所から今1名ほど減になったということについて、それでサービスが落ちるというふうなことはあってはならないし、そうではない効率のいい行政をしなければならないというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第8号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

今回災害が大きな内容となっておりますので、災害そのものに反対するものではないということとは、まず明らかにしておきたいというふうに思います。

先ほどから議論を聞いておられますと、やっぱり言われることはわかります。いわゆる財政法上から見てどうか、要員配置についても、確かに言われるように、要員というのはそれでまかなえれば、住民のサービス低下にならなければという前提で効率的な運用、これは当たり前のことなんです。これはどなたが町長であれ、やるべきことなんです。

しかし、実態として今合併前にどれだけ議論されたかが、今試されておる時期なんだということも、もう一方ではあるんですよ。本当に今回のいわゆる組織機構から出発する今回の補正予算を含めて、実際的にむだな部分は本当に私はまだあるし、それでもっと充実させなければいけない部分は私自身はあるというふうに考えております。

ただ、私が一番危惧するのは、実際的に必要なところはどこかという主語の部分が、私はつかみ方が違うんじゃないかなというふうに考えております。それは、私は今回の補正を見ても、私なんでもっと福祉的な部分、この時期であってもあれだけの契約をするなら、福祉の充実のための予算をつけられないのかという点で、非常に私はまずいふうに考えております。

また、やる気になればこの時期であれ、住民のためのいわゆる要求の多い部分、これは当然総合支所部門に予算の張りつけはできる予算はあるわけなんです。今ずっと財調の流れを見てもろうたらわかりますがね、実際的に財調の性格から違うかもわかりませんが、実際的には住民が要求している部分はいっぱいある。多分先ほどから言われるような補助事業だからとか、住民が本来から要求しちよる、住民から出発してない部分から予算づけをする、これは私は予算のあり方から見て問題があるというふうに考えております。

一つ一つ見れば、そりゃ確かに必要な部分当然あります。しかし、予算の性格上どうなのかという点から反対することを明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第14、議案第8号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15・議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第9号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別

会計補正予算（第1号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。田村環境生活部長。

環境生活部長（田村 博君） 議案第9号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を行います。

今回の補正は、補正予算書9ページのとおり、第1条において既定の歳入歳出予算に20万1,000円を追加し、予算の総額を12億83万7,000円とするものであります。

2項では、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということであり
ます。

11ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正であります。11ページが歳入、
12ページが歳出であります。

それでは、事項別明細書の15ページをお願いいたします。事項別明細書の15ページの歳入
では、1款分担金及び負担金において日良居地区農業集落排水事業地元分担金を100万円追加
いたしました。これに伴い、一般会計からの繰入金金を79万9,000円減額いたしております。

次に、事項別明細書16ページの歳出では、維持管理費において日良居浄化センターの余剰汚
泥処理費57万8,000円を追加し、医薬材料費等の調整を行っております。農業集落排水事
業費では、和田地区農業集落排水事業の進捗状況に応じ、節、款の組みかえであります。

以上が議案第9号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概
要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わら
せていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第9号、質疑
はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1点だけ聞いておきます。和田地区の農村集落排水事業で、実
際的に土地購入費の減、公有財産購入費の減という状況が出ております。これについては、中身
を聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 嶋元下水道課長。

下水道課長（嶋元 則昭君） 御質問の用地ですが、中継ポンプの予定地を公共用地へ移設する
ことができたので、不用額となりました。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。日程第15、議案第9号平成16年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 安本 貞敏

署名議員 伊東 梅芳

